

指定管理者制度の適正運用に関する基本方針

(制度の適正な運用と市民サービスの向上を目指して)

平成20年4月策定(平成21年4月一部改訂)

長崎県大村市

制度の適正な運用と市民サービスの向上を目指して

近年、地方分権型社会へ移行する中、多くの地方自治体が公共サービスの質・効率性の向上を図りながら、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるなど、本格的な分権・自立への時代となりつつありますが、そのため、地方自治体の運営には、これまでの「行政主導型」から、行政と民間の連携・協働による公共性の高いサービスの効率化など「官民協働型」の行政システムへ転換を図ることが求められます。

現在、本市は、厳しい財政状況を乗り越え、市民の満足が得られる公共サービスの実現に向けた新たなシステムへの転換を図るため、行政と民間の連携・協働による公共性の高いサービスの効率化に努める官民協働を積極的に推進しており、「官から民へ」、「民間にできることは民間で」を基本的な考え方として、平成18年度から「指定管理者制度」を導入し、公の施設の企画も含めた業務運営全体に株式会社やNPOなど民間セクターの経営能力やノウハウを活用しています。

今般、市は、指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方を示した「大村市指定管理者制度の適正運用に関する基本方針」を策定しました。

今後は、本方針に基づき、公の施設の設置者としての責任と権限に基づき、制度の適正な運用及び指定管理者との協働による市民サービスの向上に努めてまいります。

平成20年4月

大村市長 松 本 崇

目 次

I 基本方針の考え方	・ ・ ・ ・ 1	P
1 指定管理者制度の創設	・ ・ ・ ・ 1	P
2 大村市における制度導入と課題	・ ・ ・ ・ 2	P
3 基本方針の目的と位置付け	・ ・ ・ ・ 4	P
II 指定管理者制度の適正な運用に関する方針	・ ・ ・ ・ 5	P
1 指定管理者制度の原則適用	・ ・ ・ ・ 5	P
2 指定管理者候補者の原則公募	・ ・ ・ ・ 5	P
3 指定管理者候補者選定審査会による候補者の選定	・ ・ ・ ・ 6	P
4 指定管理者の管理状況の点検と評価の実施	・ ・ ・ ・ 6	P
5 指定管理者制度適正管理委員会による本制度運用の検証	・ ・ ・ ・ 6	P
資料-1 大村市指定管理者候補者選定審査会設置要綱	・ ・ ・ 7	P
III 指定管理者制度運用マニュアル	・ ・ ・ ・ 9	P

I 基本方針の考え方

1 指定管理者制度の創設

これまで、市に代わって公の施設(以下「施設」という。)の管理運営を行うことができる団体は、市の外郭団体などの公共的^{*}な団体に限られていましたが、平成15年に地方自治法の改正に伴い指定管理者制度(以下「制度」という。)が創設され、これにより、従来の公共的の団体に加え、民間企業やNPO法人などの団体にも、施設の管理運営を委ねることができるようになりました。

指定管理者制度では、議会の議決を経て指定される指定管理者が民間事業者の能力や経営ノウハウを活用することにより、効果・効率的に施設を運営し、多様な市民ニーズに対応する等の効果が期待されています。

これまでの管理委託制度と指定管理者制度の主な相違点は、以下のとおりです。

区 分	管理委託制度	指定管理者制度
法的性格	「公法上の契約」 条例を根拠として締結される契約に基づく管理の事務又は業務の執行の委託	「管理の代行」 指定(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を、指定を受けたものに委任 例) 使用許可は指定管理者名で行う。
受託者の範囲	公共団体、公共的の団体、政令で定める出資法人に限定	法人その他の団体 * 法人格は必ずしも必要でない。ただし、個人は不可
公の施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有するが、管理の基準、業務の範囲は条例で定めることを要する。
施設の使用許可	受託者はできない。	指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	受託者はできない。	指定管理者はできない。
不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	受託者はできない	指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方自治体	地方自治体 * 施設管理に対する利用者からの苦情対応や損害を与えた場合の責任は指定管理者

2 大村市における制度導入と課題

これまで大村市では、市の外郭団体等に施設の管理運営を委託することにより、効率的な施設の運営と管理に努めてまいりましたが、指定管理者制度の創設に当たり、こうした外郭団体等の果たしてきた役割に留意しつつ、サービス性や収益性の高い施設への適用要件の検討を行った結果、今後の施設の管理運営に積極的に指定管理者制度を導入することとしました。平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成21年4月現在は61施設について指定管理者制度を導入しています(表-1)。

また、指定管理者制度の目的を達成するためには、施設の管理運営の効率化やコストの縮減・削減化を図るとともに、住民サービスの在り方やサービス水準とその対価の在り方の観点から、施設を適正に管理運営することが重要となります。

このため、市は、施設の設置者としての責任と権限に基づき、適切な指定管理者の選定や施設の管理状況の実態把握と評価など、制度の適正な運用に努めなければなりません。

大村市における指定管理者制度導入施設数の推移

	総数	増減施設数	施設の名称
平成18年4月1日	59施設	-	斎場ほか58施設
平成19年4月1日	61施設	2	勤労者センター、琴平岳展望所
平成20年4月1日	62施設	1	市立大村市民病院
平成21年4月1日	61施設	△1	斎場

* 公共的団体とは、市が出資する外郭団体のほか、法人格の有無を問わず、公共的な活動を営む産業経済団体（例 農業協同組合、消費生活協同組合など）、文化事業団体（例 青年団、婦人会など）、厚生社会事業団（日本赤十字社など）をいう。

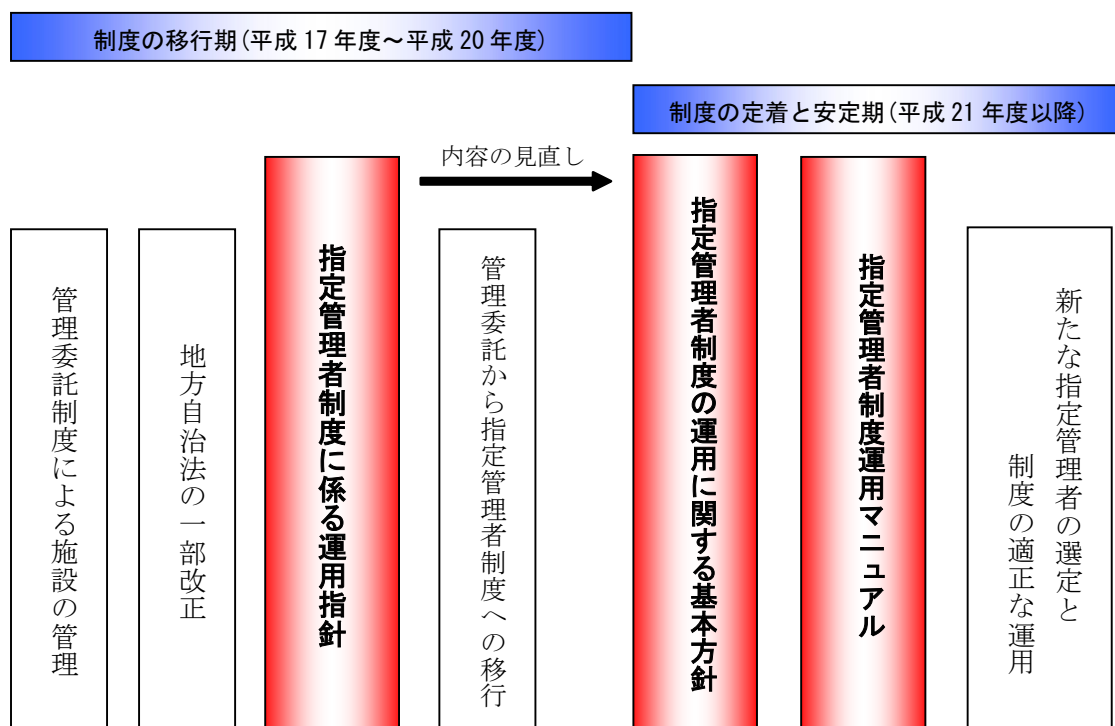
表-1 大村市における指定管理者制度の導入状況(平成21年4月1日現在)

文教施設		指定管理期間	所 管
1	情報交流プラザ	H20. 4. 1～H23. 3. 31	情報政策課
2-4	西大村、西大村本町、 松並地区コミュニティセンター	H21. 4. 1～H24. 3. 31	社会教育課
5	市民会館	H21. 4. 1～H24. 3. 31	文化振興課
産業振興施設			
6	勤労者センター	H19. 4. 1～H22. 3. 31	商工振興課
基盤施設			
7-9	高良谷牧場、東浦漁港、松原漁港	H21. 4. 1～H24. 3. 31	農業水産課
10-33	市営住宅(24住宅)	H18. 4. 1～H23. 3. 31	建築住宅課
34	市民病院	H20. 4. 1～H30. 3. 31	市民病院課
スポーツ・レクリエーション施設			
35	郡中学校運動場夜間照明施設	H21. 4. 1～H24. 3. 31	地域げんき課
36	児童体育館	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
37	武道館	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
38	弓道場	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
39-42	森園、北部、南部、鈴田運動広場	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
43-44	市民プール、屋内プール	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
45	アーチェリー場	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
46	小路口テニスコート	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
47	黒木山小屋	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
48	森園ファミリースポーツ広場	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
49	陸上競技場	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
50-51	野球場、補助グラウンド	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
52	テニスコート	H21. 4. 1～H24. 3. 31	〃
53	野岳湖公園、	H21. 4. 1～H24. 3. 31	河川公園課
54	琴平岳展望所	H19. 4. 1～H22. 3. 31	〃
55	体育文化センター	H21. 4. 1～H24. 3. 31	文化振興課
社会福祉施設			
56-57	社会福祉センター、老人福祉センター	H19. 4. 1～H22. 3. 31	福祉政策課
58	心身障害者福祉センター	H19. 4. 1～H22. 3. 31	〃
59	療育支援センター	H19. 4. 1～H22. 3. 31	障害福祉課
60-61	伊勢町ふれあい館、中地区ふれあい館	H21. 4. 1～H24. 3. 31	長寿介護課

3 基本方針の目的と位置付け

本市では、これまで管理委託していた施設の指定管理者制度への移行に関する基本的な指針を示した「大村市指定管理者制度に係る運用指針」（平成17年1月策定）に基づき、指定管理者制度を段階的に導入しましたが、当初の指定管理期間中における制度の運用状況の評価と検証を踏まえ、運用指針の内容を見直し、平成20年4月には、今後の制度の定着と充実を目的とした新たな基本方針を策定しました。

今後、制度導入において生じる課題や他の自治体の動向等にも留意しつつ、必要に応じて見直しを図るものとします。



Ⅱ 指定管理者制度の適正な運用に関する方針

1 指定管理者制度の原則適用

現在市は、行財政改革に基づき、行政の担うべき役割の明確化及び重点化に取り組んでいます。指定管理者制度は、施設の管理運営に民間のノウハウ等を積極的に活用することにより、市が直営する場合と比較して行財政の効率化が図られることが期待できることから、これまで同様に施設の管理については、原則として指定管理者制度を適用します。

ただし、市が直接管理しなければならない法的根拠がある施設や業務の特殊性・専門性等を踏まえ市が直接サービスを提供することが適当な施設については、一時的に市の直営施設としますが、その後の状況等の変化を的確に判断し、常に指定管理者制度の適用の可能性を検討します。

また、地方自治法(第244条の2)では、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができると規定されており、これに当たっては、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定めます。

【条例に規定する事項】

施設の管理、指定管理者指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、
指定管理者が行う業務の範囲ほか

2 指定管理者候補者の原則公募

指定管理者制度は、民間事業者まで含めた幅広い対象の中から、当該施設の管理に最も相応しい管理者を指定する制度です。このため、指定管理者の募集方法は、原則として公募とします。

ただし、施設の設置目的、利用形態、施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現受託団体の実績等から、現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認められる場合は、指定管理者を特定することができるものとします。

また、指定管理者となる団体は、法律上制限はありません。しかし、施設の事業内容によって指定管理者となる団体は異なり、一律には判断できないことから、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、各施設について策定する指定管理者募集要項において定めるものとします。

3 指定管理者候補者選定審査会による候補者の選定

公募による応募者の中から、最も適した指定管理者候補者を選定するため、指定管理者候補者選定審査会(以下「選定審査会」という。)を設置します(資料-1)。

選定審査会は、法人経営に関する学識経験者のほか、当該施設について専門的知識を有する専門家、施設の利用経験のある市民代表等で組織し、応募者の提案内容について客観的な視点から定めた選定基準に基づく審査を行い、指定管理者候補者の適正かつ公正な選定を行い、その結果を市長又は教育委員会に報告します。

また、選定された候補者は、地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て最終的な指定管理者を決定します。

【指定管理者候補者の主な選定基準】

団体の安定性と継続性、団体運営の透明性と公正性、団体運営における法令等の遵守状況、運営実績、効率的運営や効率化への取組、受託への意欲や熱意、施設管理の安全性への配慮その他利用者の拡充策など、施設の特性に応じた評価基準を設定する。

また、施設管理以外に事業の実施を含める場合には、事業の独創性、自主事業の提案内容を加味する。

4 指定管理者の管理状況の点検と評価の実施

施設の管理を指定管理者に委ねた後も、市は、施設の設置者としての重大な責任を担います。このため市は、当該施設の管理運営状況や利用者の満足度等について実態把握に努め、仮に当該施設の管理運営において課題が発生した場合は、原因の究明と解決方法等について、指定管理者と連絡を密にし、必要に応じて、指定管理者に対して適切な指導及び助言を行うこととします。

また、指定管理者による施設管理の適正を期するため、業務の実施状況について、指定管理者から提出される報告書を精査するほか、定期的に所管課職員が施設に赴いて調査するなど、必要に応じて適正な指示を行います。

5 指定管理者制度適正管理委員会による本制度運用の検証

指定管理者制度の適正な運用を図るため、副市長を委員長とする指定管理者制度適正管理委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

委員会では、制度導入の決定、指定管理者候補者の公募・非公募の決定、募集要項の決定、提案書のうち疑義のあるものの審査、公募の時期、議会への提案時期、仮協定書の決定など指定管理者候補者の選定のあり方について検証します。

また、指定管理者の管理運営状況等について、包括的な評価及び検証を行います。

資料-1

大村市指定管理者候補者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市の公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設(市長が別に定める公の施設を除く。))をいう。以下同じ。)の指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)について、その候補者の適正かつ公正な選定を行うため、大村市指定管理者候補者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、指定管理者の候補者の選定に関する必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 審査会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当該指定予定施設について専門的知識を有する者
- (3) 当該指定予定施設を所管する部局の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市長が委嘱する委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の職員のうちから任命する委員の任期は、その職にある期間とする。

(除斥)

第5条 委員は、指定予定施設の指定管理者に応募した団体の代表者、役員、社員又は構成員である場合には、当該指定予定施設に関する審議に加わることができない。

(委員長)

第6条 審査会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 審査会は、所掌事務に係る特定の事案を調査審議させるため、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、審査会の委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 前条の規定は、部会について準用する。

5 部会は、第1項の規定による調査審議した結果を審査会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第10条 審査会は、その会議の結果等を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第42号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第103号)

この告示は、公表の日から施行する。

Ⅲ 指定管理者制度運用マニュアル

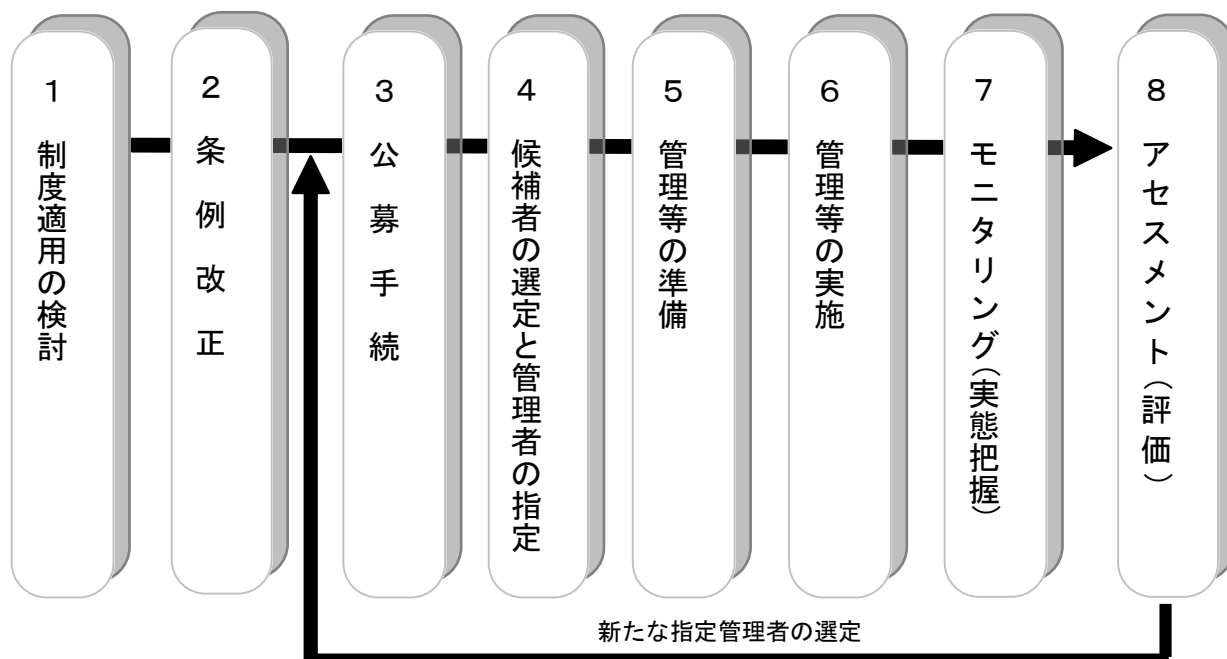
指定管理者制度は、民間の指定管理者が施設を効率的に管理運営することを前提としていますが、全国での指定管理者制度運用の状況では、経費の削減が重視され、本来の目的である「市民へのサービス向上」が軽視されているという声もあります。

このような状況に陥らないためには、民間と行政双方が公共サービスの担い手としての意識をもち、時代と市民のニーズに即した、より良い公の施設の管理運営手法を工夫する必要があります。

また、市は、指定管理者の施設管理現場における適正な管理と市民サービスの向上に関して常に監督する立場にあることから、行政担当部局が指定管理者に対して指導を行う際の指針と指定管理者が業務を遂行する際の手引きとして、制度の適用から指定管理状況のモニタリング(実態把握)・アセスメント(評価)に至るまでの手続を示した「指定管理者制度運用マニュアル」を策定します。

今後は、この運用マニュアルに基づき、民間と協働して公の施設の効用を最大限に発揮し、市民への更なるサービスの向上に努めます。

【指定管理者制度運用のマニュアルの構成】



Ⅳ 改訂の変革

- 平成 21 年 4 月 II 指定管理者制度の適正な運用に関する方針に「5 指定管理者制度適正管理委員会による本制度運用の検証」の項目を追加した。
大村市指定管理者候補者選定審査会設置要綱の一部改正
第 3 条中「委員 25 人以内」を「委員 40 人以内」に変更した。